

漁業経営維持安定資金事務取扱要領

平成 17 年 11 月 22 日

団 第 482 号

改正 平成 24 年 3 月 9 日 団第 431 号

平成 29 年 5 月 30 日 団第 96 号

令和 3 年 9 月 24 日 団第 184 号

令和 8 年 9 月 2 日 団第 151 号

第 1 目的

この要領は、知事の認定を受けた漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）に従い漁業経営の再建を図ろうとする中小漁業者に対する漁業経営維持安定資金の融通を円滑に行うため、漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和 51 年岩手県規則第 69 号。以下「規則」という。）、漁業経営維持安定資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 水漁第 2708 号水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）、漁業近代化資金等管理事務電算処理要領（昭和 53 年 8 月 21 日付け漁政第 300 号岩手県林業水産部長通達。以下「電算要領」という。）及び県が融資機関との間に締結する漁業経営維持安定資金利子補給契約書に基づき、漁業経営維持安定資金に係る再建計画の認定、利子補給承認等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 貸付条件等

資金の貸付条件等については、ガイドライン第 2 の 1 から 3 までに定めるところによる。

第 3 再建計画

- 1 漁業経営維持安定資金の融通を受けようとする者は、再建計画を作成し、当該中小漁業者が構成員となっている漁業協同組合及び広域振興局の水産部又は水産振興センターを経由し知事に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。当該認定に係る再建計画を変更しようとするときも同様とする。
- 2 再建計画には、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 漁業経営の状況
 - (2) 資産及び負債の状況
 - (3) 収入及び支出の状況
 - (4) 収入及び支出の改善措置その他の漁業経営の再建を図るために必要な措置の概要
 - (5) (4) の措置に必要な資金の調達及び償還に関する事項
- 3 知事は、1 の認定の申請があった場合において、その再建計画が、申請者の漁業経

営の再建を図るために適切なものであり、申請者が再建計画を達成する見込みが確実であると認めるときは、認定をする。

- 4 知事は、1の認定を受けた者が当該認定に係る再建計画（1の規定により当該再建計画の変更の認定を受けた場合には、その変更後の再建計画）に従ってその漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 5 再建計画の認定申請は漁業経営再建計画認定申請書（以下「認定申請書」という。）によるものとし、認定申請書の様式はガイドライン別記様式例第1号、様式例第2号、様式例第5号及び様式例第6号のとおりとする。この場合において、これらの様式例中「〇〇県（都道府）漁業経営維持安定資金実施要領第〇条」とあるのは、「漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和51年岩手県規則第69号）第3条第1項」とする。

第4 再建計画認定申請等の事務手続

1 再建計画認定申請及び利子補給承認申請

- (1) 第3の1により再建計画の認定を受けようとする者は、認定申請書及び漁業経営維持安定資金借入申込書（以下「借入申込書」といい、借入申込書の様式はガイドライン別記様式例第3号のとおりとする。）を漁業協同組合に提出する。
- (2) 漁業協同組合は、再建計画の妥当性について審査の上、意見書を添付し、認定申請書を広域振興局の水産部又は水産振興センターに、借入申込書（認定申請書の写しを添付）を融資機関に、それぞれ提出する。
- (3) 広域振興局長は、前号の規定により認定申請書の提出があったときは、再建計画の適切性及び確実性について審査の上、意見書を添付し、認定申請書及び漁業協同組合の意見書を知事に提出する。
- (4) 融資機関は、借入申込書の内容を審査し、貸し付けることが適当と認めたときは、漁業経営維持安定資金利子補給承認申請書（様式第1号。以下「利子補給承認申請書」という。）を作成し、これに借入申込書の写しを添付して知事に提出する。また、借入申込書の内容を審査した結果、貸し付けることが適当でないと認めたときは、その旨を知事及び借入申込者に通知する。

2 再建計画認定及び利子補給承認諾否の決定

- (1) 知事は、認定申請書及び利子補給承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、関係機関（漁業経営維持安定資金制度の運営に係る漁業協同組合、金融機関、県関係室課等の機関をいう。）に対し個別に意見照会を行った上で、再建計画の認定及び利子補給の承認の諾否の決定を行う。
- (2) 知事は、再建計画の認定及び利子補給の承認の諾否を決定したときは、漁業経営再建計画認定通知書（様式第2号）又は漁業経営再建計画不認定通知書（様式第3号）により漁業協同組合を通じ申請者に通知するとともに、漁業経営維持安定資金利子補給承認書（様式第4号）又は漁業経営維持安定資金利子補給不承認通知書（様式第5号）により融資機関に通知する。また、広域振興局長に再建計画の認定及び

利子補給の承認の諾否について同様に通知する。

3 貸付実行報告

貸付けを実行した融資機関は、実行後速やかに漁業経営維持安定資金貸付実行報告書（電算要領様式第4号）を作成し、知事に提出する。

第5 帳票類の整理保管

融資機関は、漁業経営維持安定資金の貸付け及び利子補給に係る帳票類を、他と区分して、事業終了後5年間保存する。

第6 報告の徴収

知事は、必要がある場合は、規則第3条又は第4条の認定を受けた者に対し、再建計画の整備状況について報告を求める。

附 則（平成17年11月22日団第482号）

この要領は、平成17年11月22日から施行する。

附 則（平成24年3月9日団第431号）

この要領は、平成24年3月9日から施行する。

附 則（平成29年5月30日団第96号）

この要領は、平成29年5月26日から施行する。

付 則（令和3年9月24日団第184号）

この要領は、令和3年9月24日から施行する。

附 則（令和8年9月2日団第151号）

この要領は、令和8年9月2日から施行する。